

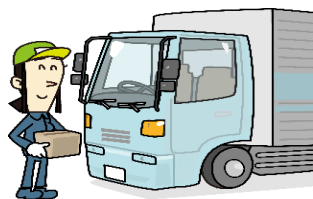
フリーランスとの取引に関するアンケートにご協力をお願いします！
～令和6年11月29日まで延長実施中！～



埼玉労働局では、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」施行に伴い、発注事業者である企業とフリーランスとの取引実態を把握するため、「フリーランスとの取引に関するアンケート」を実施しています。

右の二次元バーコードを読み取るか、URLを入力いただき埼玉労働局HPのアンケートにアクセスの上、回答にご協力をお願いいたします。

(ご回答いただいた内容は当部の資料とさせていただきます、目的以外に使用することはありません。)



URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou11/kokin20240823>

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」についての詳細は右の二次元バーコードを読み取るか、URLをご入力いただき、埼玉労働局HPの「特設サイト」をご覧ください。



「フリーランス・事業者間取引適正化等法」

法律の目的
この法律は、フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、
①フリーランスの方と企業などの発注事業者との間の取引の適正化 と
②フリーランスの方の就業環境の整備
を目的として制定しています。

法律の適用対象
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランスとは、業務委託の相手方である従業員を使用しないものを指します。本法は、フリーランスと取引する全ての事業者が守るべきルールを定めています。

法律の内容
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合
企業が発注事業者の側から（事業者からの依頼）

業務項目
①報酬等による受取条件の明示
②報酬支払期日の明示、銀行内の支払
③労働時間の明示
④発注介保等と業務の独立性に関する配慮
⑤給与支払口座の明示と振替口座
⑥中途解約料の事前明示、理由開示

企業（従業員を雇用）
※3年以上かつ、3/4を超える月が1年以上
行う業務委託に適用されます。

フリーランス（従業員を雇用しない）

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

詳しくは
埼玉県労働局 フリーランス で検索！

内閣官房 公正取引委員会 労働部 厚生労働省

お問い合わせ先
埼玉労働局 雇用環境・均等部 指導課
さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー16階
電話 048-600-6269

URL:https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikat-kaikaku/tokusetsu.html